静岡県福祉サービス第三者評価の結果

評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市駿府町1-70
評価実施期間	17年1月17日~17年3月31日
	H16-a002
評価調査者番号	H16-b002

1 福祉サービス事業者情報

(1)事業者概要

C 7 0 010 E 100 E 0		
事業所名称:和合保育園	種別:保育所	
(施設名)		
代表者氏名:園長 倉田 恵	開設年月日	
(管理者)	16年 4月 1日	
設置主体:	定員 90名	
経営主体:社会福祉法人 遠淡海会	(利用人数)104名	
所在地:〒433-8125		
浜松市和合町220-252	2 2	
連絡先電話番号:	FAX番号	
053 472 2522	053 472 2520	
ホームページアドレス http://www.i-kosodate.net/nursery/nurserydetail.asp?hoikucd=22202054		

(2)基本情報

サービス内容(事業内容)		施設の主な	行事	
一般保育、乳児保育、延長保育、		入園式 親子遠足 プ·	ール開き 七夕	
障害児保育、一時保育、		お泊り保育 防災訓練	親子運動会	
子育て支援センター		芋ほり 発表会 節分 ひな祭り		
		お別れ遠足の卒園式なる	ど	
居室概要	Ē	居室以外の施設説	最	
乳児室 5 歳児室		事務室 調理室 機械	室 便所	
ほふく室		遊戯室 教材室 プール	ル プランコ	
2 歳児室		ジャングルジム 滑り	台 鉄棒	
3 歳児室		太鼓橋 登り棒 砂場		
4 歳児室				
職員の配置				
職種	人数	職種	人数	
園長	1	非常勤職員	5	
主任保育士	1	その他	1	
保育士	1 2			
調理員	3			

2 評価結果総評(利用者調査結果を含む。)

特に評価の高い点

平成16年度から浜松市より移管され、社会福祉法人運営となりました。 社会福祉法人運営の特色を活かし、より良い運営に向けて、職員全員が一丸 となって取り組んでいます。

特に、保護者も参画した運営協議会において協議を重ね、ニーズに対応した 保育実施に努めています。保護者アンケートからも、園の取り組みを評価する 意見が多くあります。

保育サービスの実施にあたっては、保護者の意向を踏まえた上で、説明と同意に努め、理解を得た上での取り組むという細心の配慮がなされています。

子どもの人権や文化の相違について、障害児・外国人園児の生活・文化が違うことや個人差があることを丁寧に伝え、園児が尊重しあえる姿勢を育むための取り組みを重点に保育しています。

特に改善を求められる点

園を取り巻く状況を踏まえ、理念や基本方針に基づく中・長期計画の策定が 求められます。

運営協議会の協議内容や、保護者懇談会等の記録が不十分なので、改善が求められます。

サービスの質の向上に向けた課題の整理、改善への取り組みが必要です。

組織として研修計画を策定して、研修成果を踏まえた上で、次の研修計画に反映していくことが求められます。

保護者は、日常的に、より一層の保育士とのコミュニケーションを希望しています。職員教育、研修を体系的に実施することが、保育内容の改善や、保護者の安心感へもつながっていきます。また、安全管理についての関心が高く、危機管理や管理状況等の理解を深める取り組みが必要です。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

和合保育園が、浜松市から当法人へ移管されて1年がたちました。公立よりも充実した保育を提供しようと努力し、保護者からも信頼される園を目指して、職員一丸となって取り組んでいる最中の第三者評価の受審でした。保護者の意向を尊重しつつ、子どもたちのためにより良い保育を提供できていることを高く評価していただいた反面、中・長期的なビジョンや職員の研修計画の策定等、一層の努力が必要な点も示されました。この評価の結果が出た今こそが真のスタートだと気持ちを新たにし、遠淡海会らしい保育所運営をしていくとともに、示されました課題の改善に努力してまいります。

4 評価分類別評価内容

評価対象	* 理念、基本方針が明文化されている。
1 理念・基本方針	* 理念は、職員室に掲げられ、職員には周知している
	が保護者への周知が十分ではない。
	* 中・長期計画が策定されていない。
	* 毎年度の計画策定は保護者を交え、組織的に行われ
2 計画の策定	ている。また、園だより、保護者だよりで職員・保護
	者に周知している。
	*『管理者の役割と責任』について、職員に明示し、周
2 笠田おのまだし	知し、サービスの質向上に向けて、事業所全体で取り
3 管理者の責任と	組むよう、リーダーシップが発揮されている。
リーダーシップ	* 遵守すべき法令等は理解を深めているが、計画的な
	研修参加等を行っていない。
評価対象	* 法人の連絡会での協議や、会計事務所の指導を毎月
1 経営状況の把握	一回受け、経営状況の課題を把握しているが、改善に
	は至っていない。
	* 必要な人材に関するプランが確立している。
	* 人事考課基準が策定されていない。
	* *** *****
	株長教育 ツドコ田16、温風しして水だら10~10~
2 人材の確保・養成	い。職員は積極的に研修参加を図っているが、組織と
	しての取り組みが不十分である。
	* 実習生の受け入れについて、基本的な考えを明示し
	たマニュアルを整備し、積極的な受け入れを行ってい
	る。
	* 安全を確保するための取り組みが、「緊急時」・「衛生
	管理」・「感染症」・「事故防止と発生した事故報告」等
3 安全管理	のマニュアルが整備されている。
	* 防災関係は、マニュアルが整備され、子どもの年齢
	や状況に対応したマニュアルはあるが十分ではない。
	日加及と述じて、当時で適同を売削し、当時で支援
	の情報を提供している。
	* 休日の園庭開放や、老人会と交流を図る等積極的に
 4 地域との交流と	地域との交流を図っている。
	* 小学校との定期的な交流会や、研修会は行われてい
連携	ない。
	* 育児相談やボランティアの受け入れ体制を整備して
	いる。
	* 医療機関や関係諸機関と連携を図っている。
評価対象	* 食事を楽しむことや、沐浴・清拭時の快適性に配慮
	している。排泄時については工夫しているものの設備
	上の課題がある。
1 利用者本位の	* 保護者が意見を述べやすいように、アンケートの実
福祉サービス	
	施や、運営協議会、保護者会等を開催し配慮している。
	* 子ども一人ひとりの様子を的確に把握し、何を求め
	必要であるかを常に考え、マニュアルや記録整備を図
	っている。

	* 保育計画や指導計画の実施に関する書類が整備され ている。
 2 サービスの質の	* 情報の伝達体制が整備され、職員間で共有を図って
	いる。
確保	* 定期的な評価体制が整備されているが、現状の把握
	にとどまり、改善計画に至っていない。
	* 子どもの発達に応じた保育内容に取り組んでいる
	が、子どもがくつろげるための工夫が十分ではない。
	* 保育に関する情報の提供は、要覧を作成し関係機関
	に配布している。
	* 保育サービスの実施にあたり、保護者に説明し理解
3 サービスの開始、	と同意を得ている。
継続	* 転園や退園時、サービスの継続に配慮し、保護者・
	関係先からの要請があれば、プライバシーに留意しつ
	つ情報の提供に努めている。
	* 子ども一人ひとり及び家族の情報を把握し、課題解
	決の目標を明確にしている。
	* 保護者の心理面に配慮し、支援している。
 4 サービス実施	* 食品アレルギーについて、具体的な支援方法を、園
	長、主任保育士、栄養士、保護者で協議し決めている。
計画の策定	* 保育実施状況に関して、職員会議で反省、評価が行
	われ、次の計画に反映しているが一部明示されていな
	ι I _o
	* 個別保育計画の作成にあたり、保護者へ説明し同意
	を得ているがマニュアルはない。
	<u>. </u>

5 評価細目の第三者評価結果

注:評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階(a、b、c)で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象 福祉サービスの基本方針と組織

- 1 理念・基本方針

		第三者評価結果
- 1 -(1) 理念、基本方針が確立されている。	
	理念が明文化されている。	Α
	理念に基づく基本方針が明文化されている。	Α
- 1 -(2	2) 理念や基本方針が周知されている。	
	理念や基本方針が職員に周知されている。	Α
	理念や基本方針が子どもや保護者等に周知している。	В

- 2 計画の策定

	第三者評価結果
- 2 -(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
中・長期計画が策定されている。	С
中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	С
- 2 -(2) 計画が適切に策定されている。	
計画の策定が組織的に行われている。	Α
計画が職員や子どもや保護者等に周知されている。	Α

- 3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
- 3 -(1) 管理者の責任が明確にされている。	
	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	В
	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行って	В
	いる。	
- 3 -(2	- 3 -(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	Α
	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮	Α
	している。	

評価対象 組織の運営管理

- 1 経営状況の把握

		第三者評価結果
- 1	-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Α
	保育所の経営状況に関する経営分析を行っている。	В
	外部監査が実施されている。	В

_ - 2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
- 2 -(1)	人事管理の体制が整備されている。	
	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	Α
	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Α
	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	В
- 2 -(2)	職員の就業状況に配慮がなされている。	
	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組み が構築されている。	А
	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	Α
- 2 -(3)	職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	С
	研修を推進していくための担当者を設置している。	Α
	職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。	С
	研修計画に基づく研修機会を確保している。	С
	相談援助に関わる必要な技術や知識が整理され、その技量向 上が組織的に図られている。	В
	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	В
- 2 - (4)	実習生の受け入れが適切に行われている。	
	実習生の受け入れに関する基本的な考え方を明示している。	Α
	実習生を受け入れるための体制を整備している。	Α
	実習生の受け入れにあたり、子どもや保護者等の意向を尊重し ている。	А
	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	Α

- 3 安全管理

		第三者評価結果
- 3 -(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。	
	緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など子どもの安全 確保のための体制が整備されている。	Α
	防災に関するマニュアルを整備している。	В
	衛生管理に関するマニュアルを整備している。	Α
	感染症防止に関するマニュアルを整備している。	Α
	発生した事故を把握している。	Α
	事故防止のための具体的な取り組みを行っている。	Α
	安全を確保するための施設・設備上の工夫がされている。	Α

- 4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
- 4 -(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話 し合いや研修等の連携の機会をもっている。	С
地域に開かれた施設である。	Α
地域の子育て家庭を対象とする、育児相談等の子育て支援に取り組んでいる。	А

ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方を明示して	
いる。	Α
ボランティアを受け入れるための体制を整備している。	Α
ボランティの受け入れに関する記録等を整備している。	Α
-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
民生・児童委員や自治会等の地域団体との連携、近隣住民の理 解や協力依頼などの配慮をしている。	В
医療機関、児童相談所などの地域の関係諸機関と連携や相談が できる体制になっている。	А
虐待をうけていると思われる子どもの早期発見に努め、その情報をもとに速やかに対処するとともに、児童相談所などの機関に照会、通告の体制が整っている。	А
- 4 -(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。	
地域の保育ニーズを把握している。	Α
地域の保育ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Α

評価対象 適切な福祉サービスの実施

- 1 利用者本位の福祉サービス

・ 特別日中間の間間と これ	第三者評価結果
- 1 -(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	
身体拘束廃止や体罰等の防止に向けた取り組みが行われてい る。	А
子どもの尊厳が守られている。	Α
子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュア ル等を整備している。	А
- 1 -(2) 利用者満足の向上に努めている。	
子どもや保護者等の満足の向上を意図した仕組みを整備している。	А
子どもや保護者等の満足の向上に向けた取り組みを行っている。	А
子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報 提供など、食育に配慮している。	А
子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	А
沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされてい る。	А
排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	В
- 1 -(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組み を行っている。	А
保護者等からの多様な相談に積極的に対応している。	Α
子どものアドボカシー(利用者の権利擁護や代弁機能)に心掛けている。	А
苦情申立、解決の仕組みが整備されている。	Α
保護者等の意見を取り入れるための検討を行っている。	Α

相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されてい	۸
る 。	A

- 2 サービスの質の確保

	第三者評価結果
- 2 -(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。	
保育内容について定期的に評価を行う体制を整備してい	А
る。	A
評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし	С
ている。	_
課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	С
- 2 -(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。	
園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られ	
ている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法	Α
が定められている。	
登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、京開的な日本人が行われている。	Α
が整備され、定期的な見直しが行われている。	
- 2 - (3) 生活環境が適切に整備されている	
保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配	Α
慮がなされている。 園庭に草木や植物、菜園などの四季を楽しめるような工夫がな	
園庭に早不ら植物、来園などの四字を楽しめるような工大がな されている。	Α
子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされ	
ている。	В
- 2 - (4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されてい	
る。	
健康や安全など生活に必要な基本的生活習慣への配慮が、一人	А
ひとりの子どもの状況に応じて行われている。	A
身近な生活や自然、社会と関われるような取り組みがされてい	Α
	71
様々な表現活動が体験できるように配慮されている。	Α
絵本、物語などに親しみをもち、文字、言葉、会話などに興味	Α
や関心がもてるような配慮がされている。	, ,
遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	Α
- 2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されてい	
3.	
発達段階に即した遊具や玩具が用意され、自由に遊べる時間と	Α
空間が確保されている。	
- 2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。	
子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育	^
てたり、性別による固定的な観念や役割分担意識を植え付けない。 いような配慮をしている。	A
- 2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
る。	В
長時間保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられ	
る。	Α
	<u> </u>

	障害児保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられる。	Α
- 2 -(8	8) サービス実施の記録が適切に行われている。	
	保育計画や指導計画の実施に関わる記録が整備されている。	Α
	子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	В
	子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有化して	А
	いる。	^

- 3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
- 3	-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。	
	保育内容や保育サービスに関する情報の提供を行っている。	Α
	保育サービスの実施にあたり、保護者等に説明し、同意や理解 を得ている。	А
- 3	-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	
	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性 に配慮した対応を行っている。	А

- 4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
- 4 - (1)) 利用者のアセスメントが行われている。	
	子ども一人ひとり及びその家族の情報を把握している。	Α
	課題解決の目標を明らかにし、その目標に対する指導計画が関 係職員の連携のもとに作成されている。	Α
	食事(栄養管理を含む)について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が整っている。	Α
	沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき 個別・具体的な支援方法が明示されている。	С
	身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示され ている。	В
	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	Α
- 4 -(2)) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	
	保育計画や指導計画の作成、実施において責任者が定められて いる。	А
	保育計画や指導計画の作成において、子どもの発達状況や保護 者等の意向に配慮している。	А
	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に 努めている。	В
	子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実 に伝わる仕組みがある。	А
	保育計画、指導計画に基づく実施状況に関する評価(振り返り) がなされている。	Α
	保育計画、指導計画の見直しが行われている。	Α
	保育計画、指導計画の見直しにあたり、子どもの発達状況や保 護者等の意向に配慮している。	А